金沢市公報

号外第３７号の２
平成20年（2008年）12月26日
〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金沢市役所
（題字　山出金沢市長）

◎　目　　次　　　ページ

●規　則
○金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(職　員　課)　1
○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則(総　務　課)　1
●公営企業管理規程
○金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程(企業総務課)　2
○金沢市水道給水条例施行細則の一部を改正する規程(　〃　)　2

規　　　　則

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

金沢市長　山　出　　保

◉金沢市規則第92号

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第36条中「(郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行を除く。)」を削る。

（金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部改正）

第２条　金沢市職員退職給与金条例施行規則（昭和34年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第18条中「(郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行を除く。)」を削る。

（金沢市財務規則の一部改正）

第３条　金沢市財務規則（昭和39年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第89条第１項中「(郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）を除く。)」を削る。

附則第11項中「郵便貯金銀行」を「郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行」に改める。

附　則

この規則は、平成21年１月５日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

金沢市長　山　出　　保

◉金沢市規則第93号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第９号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「平成20年８月分」の次に「及び平成21年１月分」を加える。

附　則

この規則は、平成21年１月１日から施行する。

公営企業管理規程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年12月26日

金沢市公営企業管理者　古　田　秀　一

◉金沢市公営企業管理規程第14号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

別表第４時間帯別Ａの項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同表時間帯別Ｂの項第３号中「818立方メートル」を「300立方メートル」に改め、同表に次のように加える。

家庭用高効率給湯器契約	高効率給湯器（60号以下のものに限る。）を使用し、次のいずれかの条件に適合すること。 ⑴　専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガスの使用量を１個のガスメーターで算定すること。 ⑵　併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガスの使用量を１個のガスメーターで算定すること。

別表第４の備考第５項を次のように改める。

５　契約年間負荷率とは、契約月平均使用量を契約最大需要期平均使用量で除した値に100を乗じて得たものをいい、単位はパーセントとする。

別表第４の備考中第14項を第15項とし、第６項から第13項までを１項ずつ繰り下げ、第５項の次に次の１項を加える。

６　契約最大需要期平均使用量とは、最大需要期（12月（11月の検針日の翌日から12月の検針日までの期間をいう。）、１月（12月の検針日の翌日から１月の検針日までの期間をいう。）、２月（１月の検針日の翌日から２月の検針日までの期間をいう。）及び３月（２月の検針日の翌日から３月の検針日までの期間をいう。）をいう。以下同じ。）における契約月別使用量の合計量を４で除した量をいう。

別表第４の備考に次の１項を加える。

16　高効率給湯器とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいう。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいう。

附　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

金沢市水道給水条例施行細則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年12月26日

金沢市公営企業管理者　古　田　秀　一

◉金沢市公営企業管理規程第15号

金沢市水道給水条例施行細則の一部を改正する規程

金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表中「俵原町の一部」を「俵原町の一部　琴町の一部」に、「清水谷町の一部　松根町の一部」を「清水谷町の一部　堀切町の一部　曲子原町の一部　土子原町の一部　松根町の一部　竹又町の一部」に、「深谷町の一部」を「深谷町の一部　四王寺町の一部」に改める。

附　則

この規程は、平成21年１月１日から施行する。

平成20年(2008年)12月26日　印刷　発行人　金　沢　市
平成20年(2008年)12月26日　発行　発行所　金沢市役所
定価　120円　印刷所　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　(株)　共　栄